

2001（平成13）年1月30日
放送と人権等権利に関する委員会決定第13号

権利侵害申立に関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長 清水 英夫

申立人 愛知県名古屋市の元ビデオ店経営者

被申立人 名古屋テレビ放送株式会社

I. 申立に至る経緯

1999年8月31日、名古屋市在住の小学校教諭が16歳の少女と淫らな行為をし、それをビデオ撮影していたとして愛知県青少年保護育成条例違反の疑いで警察に逮捕された。同日、この教諭が常連客となっていた名古屋市内のビデオ店の経営者が、別のわいせつ図画販売容疑で逮捕され店が警察の家宅捜索を受けた。

（教諭は同年10月に懲役8か月執行猶予3年の刑、ビデオ店経営者は罰金30万円の略式命令）

名古屋テレビでは、この事件を当日31日の午後5時前のローカルニュースと午後6時過ぎのネットニュース、それに午後6時半過ぎのローカルニュースで合わせて3回放送した。

この放送に対し、名古屋市内のビデオ店経営者が「私は小学校教諭が逮捕されたのと同じ日に別の容疑で逮捕された。しかし私は教諭の事件とは関係ないにもかかわらず、ニュースでは、教諭から買ったビデオを売った疑いで逮捕と誤って伝えていた」と名古屋テレビに抗議し、訂正放送を請求した。

名古屋テレビでは翌2000年4月に、ビデオ店経営者が求めていた放送テープの視聴に応じたが、放送内容については「公式の取材に基づく客観的な報道」と主張し、訂正放送等には応じなかった。

このため、ビデオ店経営者は「名古屋テレビの同一事件視、共犯視報道によって名誉を著しく毀損された」として、同年9月12日、本委員会に権利侵害の救済を求める申立てを行った。

II. 申立人の申立要旨

1. 事実誤認について

申立人は、教諭が逮捕された同じ日に、全く別のわいせつ図画販売容疑で逮捕されたのは事実である。申立人の逮捕容疑となったビデオは、他社製作の一般の市販ビデオだが、名古屋テレビは、「教諭が撮影した女子高校生のわいせつビデオを、申立人が買って販売した疑い」と報道している。これは、事実に反する報道であるにもかかわらず、名古屋テレビは、教諭と申立人をひとくくりにして実名報道している。

2. 共犯視報道について

名古屋テレビは、「所轄警察署の広報責任者が“教諭が撮影したビデオを申立人の店に販売していた疑いがあり、今後余罪を追及する”と明言した」と答弁書で述べている。

これに対して警察は、申立人に「報道機関には、教諭とは全く違う事件として説明している」と言っていた。名古屋テレビが言う通り申立人が教諭の事件の共犯として発表されたのなら、警察相手に訴訟を起こすので証人になって欲しい。

申立人に逮捕事実がある以上、実名報道は仕方がないと思う。しかし教諭の事件とは関係ないわいせつ図画販売だけで、全国ニュースになるのだろうか。全く違う事件を、あたかも共犯のようにでっちあげた報道に怒りを感じる。

3. 放送による被害

ペンの力の大きさに驚いた。全く別の事件なのに警察と報道が手を取り合っていてでっち上げ、仕組まれた。親族、知人に知れわたり、精神的にもまいってしまった。違う内容のものを一緒にして報道することが許されるのか、逮捕状を取られた者に報道機関は何をしてもいいのか、これを一番言いたい。

III. 被申立人の答弁要旨

1. 事実誤認について

当社のニュースは、愛知県警察本部の発表資料及び所轄犬山警察署の広報責任者からの直接取材を基にしたものである。公式発表の教諭の逮捕容疑に加えて、直接取材に基づく「ビデオ販売の疑い」を報じたのは、未成年者の人権を侵害する行為という社会的に重要なニュースと判断したからである。

しかし書き方は断定ではなく、警察がそのような疑いを持っているという客観的な視点に立ったものとなっている。断定報道を避けており、是認されるべきものと考えている。

2. 共犯視報道について

所轄犬山署の広報責任者が、当方の直接取材に「教諭が撮影したビデオを申立人の店に販売していた疑いがあり、今後余罪を追及する」と明言したのは事実である。

しかしニュースの主題は教諭の問題行動であり、申立人の部分は、教諭の逮捕容疑につけ加えて報じた。この余罪部分については、かなり時間が経ってから無関係と分かったが、主題は変わっていないと判断、フォローはしなかった。

放送時点での内容は誤報ではないと思っている。

3. 放送による被害

本件報道は、公式の取材に基づく、社会の正当な関心事についての客観的な報道であり、是認されるべきものと考えている。

申立人及び申立人の経営するビデオ店については、警察が「関連場所」として発表しており、教諭の問題行動を報道するために合わせて報じたものである。

大量のニュースを処理する中で、重要・重大な事件ならフォローが必要だが、この事件はそこまでの必要があるとは考えなかった。

IV. 委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画を視聴し審理した。また、申立人、被申立人の双方から意見を聴取した。

1. 事実誤認について

申立人は、申立人のわいせつ図画販売事件と小学校教諭の愛知県青少年保護育成条例違反事件とは別個の事件であるにもかかわらず、教諭の事件と関

係があるかのように報道されたと主張している。

教諭の事件との関係を示す一つの重要な要素は、教諭が撮影したとされるビデオテープを申立人が販売したとされる事実であるが、この点は、申立人の逮捕容疑事実とされていなかったし、後の捜査や公判・判決においても立証・認定がなされなかった事柄である。

にもかかわらず、名古屋テレビは、販売の容疑を伝え、結果として事実と異なる報道を行ったと言わなければならない。具体的には、教諭がビデオを申立人の「店に販売していた疑いがもたれている」とコメントするとともに、字幕スーパーで「ビデオ店で販売した疑い」と示したり、サブタイトルで「ビデオ店でも販売」などと報道した。（ただし、当日午後6時32分からのニュースでは、タイトルが「ビデオ販売」から「ビデオ撮影」に変更されている）

2. 教諭の事件との関連視報道

教諭が撮影したビデオの販売という要素を中心に据えつつ、申立人の事案を教諭の事案と関連づけて報道していたとする申立人の主張について、名古屋テレビは、前記のように、ビデオ販売の容疑を伝えるとともに、「県条例違反などの疑いで逮捕されたのは」として、教諭と申立人の氏名・年齢を音声で伝えた。

このビデオ販売について名古屋テレビは、コメントでは「販売していた疑い」として断定表現を避けるなど一定の配慮を示しているのも確かだが、タイトルや字幕スーパーで容疑の表記なしに「販売」と断定的に示したり、「県条例違反などの疑いで逮捕された」者として教諭とともに申立人の氏名を報じるなど、後に判明した事実と異なり、申立人の事件が教諭の事件と関係していることを示唆し、そのように視聴者に印象づける報道となっていたことは否めない。

3. 警察発表と報道のあり方

以上のような教諭撮影ビデオの販売や教諭の事件との関連性などに関し、結果として事実と異なる報道となった最大の原因は、警察の発表にあったと考えられる。

すなわち、愛知県警広報課発表資料では、被疑事実こそ別個のものが記載され、教諭撮影のビデオを申立人が販売した疑いなどは明記されてはいないものの、被疑者として申立人が併記され、また被疑事実として申立人の事案が教諭の事案と並べて記述してあるなど、当該のビデオ販売をはじめ両事件

の関連性を強く示唆するものとなっている。さらに犬山警察署の広報責任者は、教諭撮影のビデオを申立人の店で販売していた疑いがある旨を認めていたことが窺われる。

名古屋テレビはこうした警察発表の資料や説明に基づき、これらを取材して、先のような報道となったことが確認できる。

こうした事情を考えると、第一報の時点でビデオ販売や教諭の事件との関連の疑いを示唆する報道になったことはやむを得ない側面があり、名古屋テレビの報道は全体として警察の発表や説明の範囲内として、少なくとも一報段階では許容されるものであったと考えられる。ただし、前述したように、ビデオ販売の逮捕容疑や事実を断定するかのような報道も含まれており、問題を残している。

また、逮捕後の事態の推移によりビデオ販売の事実も、両事件との関連性も確認できなかったことが判明したわけであるから、警察の当初の見込みと異なり、当初の報道内容とも異なる、重要な事実にかかわる事態の推移、展開であることを考えると、後のフォローアップ報道により、この点の修正、説明の機会が必要であったと思われる。

名古屋テレビは、事件の重要度、本事案の付随性を理由にフォローアップの必要性を否定するが、県条例違反事件とは別個の事件であることが明確になった段階で、二つの事件の関連を示唆し印象づける当初の報道の修正が求められたと考えられる。

いずれにしても、今回のような警察の見込み捜査に基づく事件については、事実と異なる報道となる可能性も強いことから、断定的表現の回避や裏付け取材の努力とともに、自主的な訂正を含むフォローアップの取材・報道の必要性がとりわけ高いことを自覚すべきである。

4. 結論と措置

申立人の事件は、ビデオ販売の点をはじめ、教諭の事件との関連性を示す事実は結果として確認できなかったにもかかわらず、そうした点を示唆し、印象づけた当初の報道は、重要な点で結果的に事実と異なる報道を行ったことになり、問題となる余地をはらんでいる。

しかしながら、名古屋テレビの報道は警察の発表と取材に基づき、おおむねその

範囲内で行われた報道であることが認められること、及び本件の経過などを考慮すると人権を侵害したとまでは言えない。この点について、本件報道

は申立人につき教諭と少女との淫行を写したビデオを販売していた悪質な業者であるかのように印象づけ、申立人の人権を侵害した、という少数意見があった。

本件では、見込み捜査につき慎重な扱いが求められるにもかかわらず、ビデオ販売などについて一部断定に及んでいる部分が認められる点や、フォローアップ取材を怠り、事態の推移による重要な事実に関する当初の報道の修正を行わなかった点などについて、放送倫理上問題があったと判断する。

本委員会は名古屋テレビに対し、委員会決定の主旨を放送するとともに社内に徹底し、今後の事件報道に際して、放送した事実に関りがあったことが判明した場合は、速やかに放送上のフォローアップを徹底するなど、人権をはじめ放送倫理に十分配慮するよう要望する。

V. 審理経過

審理経過は別紙の通りである。

審 理 経 過

年 月 日	審 理 内 容
2000	「権利侵害申立書」受理
9. 12	
9. 19	委員会審理
9. 20	被申立人に「申立書」送付、「答弁書」と放送VTRの提出を要請
9. 28	被申立人から「答弁書」放送VTR受理
9. 29	申立人へ「答弁書」送付、「反論書」要請
10. 4	「反論書」受理、被申立人に郵送、「再答弁書」要請
10. 12	「再答弁書」受理
10. 17	委員会審理
10. 23	現地調査実施
11. 21	委員会審理
11. 22	申立人、被申立人にヒアリング開催通知
12. 18	第1回起草委員会
12. 19	委員会審理、ヒアリング
2001	第2回起草委員会
1. 11	
1. 16	委員会審理、委員会決定原案を了承
1. 30	委員会決定、通知・公表